第十四条の二第四項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第三項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　令第二十九条の二第四項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法（当該住宅用家屋が経過年数基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。）に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ　次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によって明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。）

(1)　当該住宅用家屋の登記事項証明書を法第三十八条の二第十四項に規定する申告書（以下この条において「贈与税の申告書」という。）に添付する方法

(2)　当該住宅用家屋に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより、納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入手させ、又は参照させる方法

ロ　当該住宅用家屋が耐震基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第十項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二　災害（法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第七項及び第十二項において同じ。）に起因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかった場合　当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が令第二十九条の二第四項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

第十四条の二第六項中「第二十九条の二第五項に」を「第二十九条の二第五項に」に改め、同項第一号中「被災受贈者」の下に「（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号イ中「第二十九条の二第四項第一号」を「第二十九条の二第五項第一号」に改め、同号ロ中「第二十九条の二第四項第二号」を「第二十九条の二第五項第二号」に改め、同号ハ中「第二十九条の二第四項第三号」を「第二十九条の二第五項第三号」に改め、同号ニ中「第二十九条の二第四項第四号」を「第二十九条の二第五項第四号」に改め、同号ホ中「第二十九条の二第四項第五号」を「第二十九条の二第五項第五号」に改め、同号ヘ中「第二十九条の二第四項第六号」を「第二十九条の二第五項第六号」に改め、同号ト中「第二十九条の二第四項第七号」を「第二十九条の二第五項第七号」に改め、同条第七項中「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11　令第二十九条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第五項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

第十四条の二第十二項第一号イ(5)中「第二十九条の二第一項第一号」を「第二十九条の二第二項第一号」に改め、同号イ(6)(i)中「第二十九条の二第六項各号」を「第二十九条の二第七項各号」に改め、同項第二号イ(2)中「第二十九条の二第六項各号」を「第二十九条の二第七項各号」に改め、同項第三号イ(2)中「第二十九条の二第五項第二号」を「第二十九条の二第六項第二号」に改め、同号イ(3)(i)中「第二十九条の二第六項各号」を「第二十九条の二第七項各号」に改め、同号ハ(2)中「第二十九条の二第六項第二号」を「第二十九条の二第七項第二号」に改め、同条第十三項中「第二十九条の二第十項」を「第二十九条の二第十一項」に改め、同条第十四項中「第二十九条の二第十三項」を「第二十九条の二第十四項」に、「第三十八条の二第二項第六号」を「第三十八条の二第一項第一号ハ」に改める。

第十四条の二の二第一項中「第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に、「第二十九条の二の二第二項各号」を「第二十九条の二の三第二項各号」に改め、同条第二項中「法第三十八条の二の二第一項」を「法第三十八条の二の三第一項」に、「第二十九条の二の二第三項」を「第二十九条の二の三第三項」に改め、同条第三項中「第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に、「第二十九条の二の二第四項」を「第二十九条の二の三第四項」に、「第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に改め、同条第四項中「第三十八条の二の二第二項」を「第三十八条の二の三第二項」に改め、「（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に改め、同条を第十四条の二の三とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第十四条の二の二　法第三十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十五項中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替え後の法」という。）」と、同条第十六項中「法第七十条の四第八項」とあるのは「読替え後の法第七十条の四第八項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、同条第十七項中「係る法」とあるのは「係る読替え後の法」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、同条第十八項第一号中「法第七十条の四第十一項」とあるのは「読替え後の法第七十条の四第十一項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第十九項第三号中「同条第八項」とあるのは「読替え後の法第七十条の四第八項」と、同条第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」とする。

二　租税特別措置法施行規則第二十三条の八第十項中「は「法」とあるのは「は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替え後の法」という。）」と、同条第十一項中「法第七十条の六第十項」とあるのは「読替え後の法第七十条の六第十項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、同条第十二項中「は「法」とあるのは「は「読替え後の法」と、「と」とあるのは「と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の六第十三項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第十三項中「法第七十条の六第十三項」と、「同条第十項」とあるのは「読替え後の法第七十条の六第十項」と、同条第十六項中「第二十三条の七第二十一項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第十四項中「同条第十項」とあるのは「同条第十項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の六第十三項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第十五項中「第二十三条の七第二十一項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」とする。